平成２２年（フ）第９４０５号
大阪府東大阪市加納７丁目23番４―807号
４―807
債務者　後藤　幸惠
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５１号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１
Ａ412号室
債務者　上田　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９４号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番27号　サンライズ小阪Ａ302号
債務者　宮本　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４８号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―406号
債務者　田仲りう子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０８号
大阪府八尾市南植松町４丁目35番地の３
イーストナガレ303号
債務者　瀧平　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０９号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅16―804号
債務者　池松　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１３号
大阪府吹田市垂水町３丁目１番７号
債務者　伊藤　　祥
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１４号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―306号
債務者　櫻井　清二
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番９号　アパートプラザ113号
債務者　市田　昌邦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１９号
大阪市西淀川区柏里２丁目４番12―603号
債務者　大東　良江
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２２号
大阪市都島区御幸町２丁目３番26号
債務者　川瀬　静子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３２号
大阪府東大阪市上石切町１丁目８番９号203号
債務者　森野　　健
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７７号
愛知県津島市神守町字中町142番地５
債務者　田口あつ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８７８号
大阪市住之江区南港中２丁目５番22―405号
債務者　浦崎　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２号
宮城県登米市迫町佐沼字大網63番地　ニューハウジング203号室
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第９２号
山梨県都留市上谷２丁目１番１号
債務者　宮澤　明子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
山梨県都留市川茂914番地
債務者　山本　時雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係